

## 神奈川県立学校に係る部活動の方針

「神奈川県の学校部活動に関する方針(以下「県の方針」という。)」では、「1 適切な運営のための体制整備 (1) 学校部活動に関する方針の策定等」において、「ア 県教育委員会や市町村教育委員会、学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。」こととしている。

これに基づく「神奈川県立学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、「県の方針」中の「学校の設置者」を「県教育委員会」と読み替えて策定に代えることとする。

なお、「県の方針」3(2)において設定することとしている休養日及び活動時間等については、次のとおりとする。

### 1 休養日の設定に当たっての具体的な運用について

- (1) 各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることも可能とする。
- (2) 年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日の設定を原則とし、年間104日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上の休養日を設けるようにする。
- (3) 長期休業中の休養日の設定については、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるように努める。

### 2 平日並びに週休日の考え方

- (1) 平日は、課業日を指す。
- (2) 週休日（祝日等を含む）は、土日祝日及び長期休業期間等の課業日以外を指す。

### 附 則

この方針は、令和5年6月1日から施行する。